

議会議案第8号

障害者自立支援法の応益負担の廃止を求めることに関する
意見書の提出について

障害者自立支援法の応益負担の廃止を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成21年12月18日提出

提出者	鎌倉市議会議員	高野洋一
賛成者	同	上千一
	同	上長嶋竜弘
	同	上安川健人
	同	上中澤克之
	同	上飯野眞毅
	同	上太田治代
	同	上中村聡一郎
	同	上伊東正博

障害者自立支援法の応益負担の廃止を求めることに関する意見書

障害者自立支援法の施行から3年が経過し、今後、どのように見直していくかが問われている。この間、福祉サービスや自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）に導入された原則1割の「応益負担」が、サービス利用の抑制を招くなど、障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援が「益」であるとして重い負担を課せられることに、障害者本人やその家族から不安の声が上がっている。

また、事業所に対する報酬算出基準の変更や利用実績払い（日額払い）の導入等により、施設や事業所の経営が苦しくなり、施設の廃園や職員給与の引き下げをせざるを得ない状況が生まれている。

こうした中で、これまで政府は、利用料軽減を含む「特別対策」や「緊急措置」を実施してきた。さらに、今年3月に政府・与党が提出した障害者自立支援法改正案は、本格的な審議を経ることなく廃案になったが、改正案には「応益負担」に対する強い批判を受けて、現状の仕組みを踏襲しつつ、「応益負担」を見直し、「応能負担」を原則とする内容が盛り込まれていた。

そもそも、障害者が生きていく上で不可欠な福祉サービスや医療に対して過度な負担を求めることは、憲法や福祉の理念に照らして問題がある。すべての障害者が人間らしく生活できるよう、国連の「障害者権利条約」を踏まえた総合的な福祉政策を確立し、障害者福祉・医療の充実を図るべきである。

よって、鎌倉市議会は、政府と国会が障害者自立支援法の「応益負担」を早期に廃止し、「応能負担」に見直すよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

鎌 倉 市 議 会